

「経営者保証に関するガイドライン」 実態調査の詳細解説

ガイドラインの活用に向けて金融機関との対話を強化していく

金融庁は担保・保証に過度に依存しない融資の促進に向け、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）が融資慣行として浸透・定着するよう取組みを進めてきた。現状、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（以下、無保証融資割合）は、2018年3月末において約16%である。また、代表者の交代時において、旧経営者の保証を解除せず、かつ新経営者から保証を徴求している（以下、二重徴求）ケースは全体の4割弱となっている。今後、ガイドラインの活用や二重徴求解消に向けた取組みを後押ししていきたい。

金融庁 監督局
監督調査室長

石川 靖

無保証融資の取組み状況に 見る金融機関の特徴

金融庁は、「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を調査し、その結果を6月27日に公表した（注1）。調査対象行は計12行で、無保証融資割合が高い先と低い先を6行、二重徴求割合が高い先と低い先6行を選定して調べた。調査対象6行の無保証融資割合の推移は、図

表1の通りであった。無保証融資割合が低調に推移している金融機関であっても、ガイドラインに関する規定の見直しなどの対応を実施したところでは、足もとの割合が上昇している。

また、無保証融資割合が高く推移している金融機関と、低調に推移している金融機関の要件判断の充足状況を見ると、無保証融資割合が高く推移している金融機関では、低調に推移して

いる金融機関に比べて、ガイドラインの3要件（注2）のうち、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」と「財務基盤の強化」の要件を満たしていない割合が低くなっている（図表2）。この調査結果を踏まえて、無保証融資割合が高く推移している金融機関と低調に推移している金融機関の具体的な取組みについて対話を行ったところ、以下のような特徴がわかった。

まず、無保証融資割合が低調に推移している金融機関では、行内規定やチェックシートが、ガイドライン本文の内容をそのまま落とし込んだものとなっており、ガイドラインの3要件の判断基準が抽象的なまま、運用を行っている。そのほか、具体的な要件判断の基準を設けているものの、要件に一つでも不十分な点があれば、直ちに経営者保証を徴求するといった厳格な

〔図表1〕 調査対象行の無保証融資割合の推移

	15/4～ 15/9	15/10～ 16/3	16/4～ 16/9	16/10～ 17/3	17/4～ 17/9	17/10～ 18/3
A銀行	10～15%	10～15%	10～15%	10～15%	15～20%	15～20%
B銀行	5%未満	5%未満	10%未満	10%未満	20%以上	20%以上
C銀行	5%未満	5%未満	5%未満	5%未満	10%未満	15～20%
D銀行	30%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
E銀行	5%未満	5%未満	10%未満	20%以上	20%以上	20%以上
F銀行	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上

(注) 太枠は当該期間前または期間中に規定の見直しなどを実施。

(出所) 金融庁、以下図表2～5も同じ。

運用を行っている金融機関も見られた。

一方、無保証融資割合が高く推移している金融機関や足もとで割合が上昇した金融機関では、経営トップが「むやみに保証を徴求しない」との方針を定め、営業現場の担当者が保証徴求の

〔図表2〕 ガイドラインにおける3要件の充足状況

	無保証融資 割合	金融機関の判断基準に基づき、ガイドラインに関する要件を満たしていないと判断している先の割合		
		①法人と経営者との関係の明確な区分・分離	②財務基盤の強化	③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等
C銀行	5%未満	56% ↑↓	99% ↑↓	9%
D銀行	50%以上	6% ↓↓	44% ↓↓	0%
調査対象行合計 (6行)		52%	61%	15%

要否を簡易に判断できるよう、本部において具体的かつ明確な基準を定めている。それとともに、事業者の実情を踏まえ、ガイドラインの各要件の判断基準の緩和や、その他の内容を考慮して総合的に判断するといった取組みを行っている。具体的に

〔図表3〕 調査対象行の二重徴求の割合の推移

	16/10～17/3	17/4～17/9	17/10～18/3
G銀行	13%	3%	18%
H銀行	66%	20%	22%
I銀行	23%	24%	19%
J銀行	61%	62%	54%
K銀行	69%	80%	46%
L銀行	3%	13%	3%

は、ガイドラインでは抽象的に記述されている各要件の判断基準を明確化するため、要件ごとに複数の具体的条件に細分化。これらの条件を一つでも充足すれば満たすことができる明確かつ簡素な要件判断の基準を定めるなど、地域の事業者の実情等

事業承継時におけるガイドラインの活用状況

を踏まえた取組みをしている。

そのほか、要件を十分に満たしていない状況であっても、直ちに保証を徴求するのではなく、事業者とのリレーションを通じて把握した内容や事業性評価の内容を必ず勘案して、真に経営者保証を求める必要があるか総合的に判断する、といった運用を行っている。

次に、事業承継時における新・旧経営者から二重で保証を徴求している割合の推移について見ると、例えば、H銀行については、17年3月期において、二重徴求の割合が地銀平均よりも高かったが、規定等の見直しなどの対応を実施したこともあり、足もとの数値が大きく改善していた(図表3)。

ガイドラインにおいては、事業承継時に、後継者に当然に保証債務を引き継がせるのではなく、あらためて保証の必要性を判断することとなっている。また、旧経営者の保証についても当該保証が第三者保証に該当す

る可能性があることを踏まえた対応を行う必要がある。

二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関を比較すると、新経営者に対する保証徴求割合はおおむね高い傾向を示す一方、経営関与が弱い旧経営者（注3）への保証徴求の割合が高いと、二重徴求の割合が総じて高い傾向が見られた（図表4）。

また、二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関の事業承継時における組織的な取組みの違いを分析した。まず、二重徴求の割合が高い金融機関では、事業承継時における行内規定の内容が具体的ではなく、ガイドライン本文の内容をそのまま規定に落とし込むなど記載内容が不十分であるほか、二重徴求に対する問題意識が行内に浸透しておらず、特段の対応も行っていない状況となっている。

これに対し、二重徴求の割合が低い金融機関では、経営トップ主導のもと、二重徴求を原則禁止したり、旧経営者への保証が第三者保証に該当する可能性があることを踏まえて、代表権の有無や株式保有割合等をもと

に事業承継時の具体的な保証徴求基準を定めている。他方で、新・旧経営者双方に対するガイドラインの説明や、新経営者の保証徴求割合が比較的低い金融機関では、保証解除に向けたアドバイスを行うといった取組みを行っている。

また、二重徴求先の数年経過後の保証解除状況を見ると、事業承継時に二重徴求されていた債権で、3年経過後に貸出が残っているうち約8割について二重徴求が継続されている。さらに、その約半数は代表権がなく、かつ株式保有割合も1/2以下の旧経営者から引き続き保証を徴求しており、二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関では大きな差が見られた。

根保証の利用状況と 根保証者保証

根保証契約の利用状況と経営者保証の関係について調査を行ったところ、根保証の利用割合が低い金融機関は、無保証融資割合も高くなる傾向が見られた。根保証の利用に関しての取組み内容を確認したところ、利用

割合が高い金融機関は、申し出のあったときや更新のタイミングなど、特定の機会るとき以外は見直しを行っておらず、利用についてもあまり限定していない一方、利用割合が低い金融機関では、見直しを1年ごとに行っていたり、当座貸越等の短期の運転資金に限定し利用している。さらに、根保証を原則として禁止している金融機関もある。

信用保証と 経営者保証の関係

信用保証が経営者保証に与える影響についても調査を行った。従前の運用では原則、信用保証協会は金融機関に対し、信用保証付き融資に関し経営者保証を徴求することを求めていることから、ほとんどの場合において、経営者保証を徴求する扱いとなっていた。また、一部の金融機関を除き、信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資（信用保証の付かない協調融資）についても、信用保証付き融資と同様の対応をしており、多くの場合で経営者保証を徴求している状況であった。

た（図表5）。

さらに、事業承継時における二重徴求の件数について、プロパー融資（信用保証が付かない融資）と信用保証付き融資を比較したところ、プロパー融資では約2割、信用保証付き融資では約6割が二重徴求となっている。

また、今回信用保証付き融資の活用状況を調べたところ、調査対象6行の平均では、リスクが低い先ほど、信用保証付き融資のみの割合（プロパー融資なし）が低い傾向にあった。しかし、一部の金融機関では、リスクが低い先にもかかわらず、信用保証付き融資のみの割合が非常に高いケースもあった。今後はリスクに応じたプロパー融資の適切な実施が求められる。

これから

議論していくべき論点

事業承継時における二重徴求を含めたガイドラインのさらなる活用を推進するためには、官民が連携し、優良な組織的取組事例等の横展開やガイドラインQ&Aの改正等による環境整備

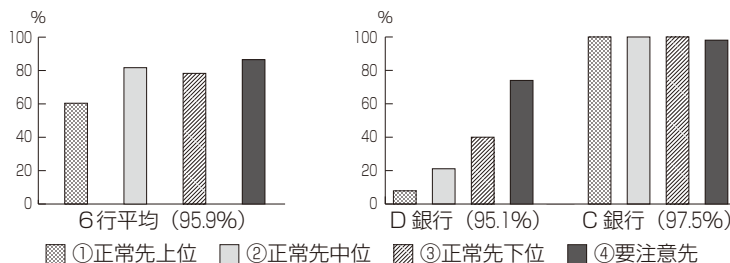
〔図表4〕 二重徴求の割合と旧経営者の経営関与等について（各行割合）

	全体に占める 二重徴求の割合	全体に占める 新経営者保証 徴求の割合	全体に占める 旧経営者保証 徴求の割合	旧経営者保証 徴求数÷旧経営者 の経営関与が弱い 先の債権数
5行合計	38%	77%	57%	44%
G銀行	13%	97%	13%	4%
H銀行	28%	89%	29%	2%
I銀行	25%	60%	63%	44%
J銀行	59%	76%	80%	75%
K銀行	81%	95%	81%	71%

を進めるとともに、自主的な開示などの金融機関による取組みの「見える化」や金融機関との対話を行うことが重要である。

また、経営者保証を徴求する意義は、一般的に「経営の規律付け」と「保全」とされる。今回の調査対象金融機関は、経営

〔図表5〕 信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資に対する経営者保証の徴求状況



（注） カッコ書きは信用保証付き融資に占める経営者保証の徴求割合。

者保証の履行による回収はほとんどないと回答しており、また、経営者保証の有無により金利を変更するといった取組みは行っておらず、「保全」での意味合いを感じていない。その一方で、適正な体制を構築して業務を行っている事業家への「規律付

け」を担保する、との意見が多数であった。

経営者保証の徴求による事業者への「規律付け」は、保証履行による債権回収を実質的に行っていない点に鑑みれば、事業者への心理的な圧力（プレッシャー）によるものだと考えられる。一方で、「規律付け」が事業者へのプレッシャーであるとすれば、これが事業者の新規事業の推進や事業承継等の阻害要因となっているとの指摘がある。したがって、「規律付け」として経営者保証を求めることが、事業発展を支える金融機関の経営的観点から望ましいものであるのか、考える必要がある。

また、仮に「規律付け」のために経営者保証を徴求する場合でも、事業者の倒産リスクは軽減されるはずであり、少なくともその分の金利を減少させることができると思われる。

今回の調査では、主に要件判断の充足状況や事業承継時の対応等について調査および対話を行った。経営者保証を徴求する意義やガイドラインの活用に限らない担保・保証に依存しない

融資の促進に向けた対応等の取組みについては、今後、金利と経営者保証の関係、金融機関の経営の観点も含めて、金融機関とさらなる対話を行っていききたい。

〔注〕 1 報告書の詳細は金融庁H P

「経営者保証に関するガイドライン」等の実態調査結果について（6月27日）を参照。

2 ガイドラインの3要件とは、
① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離、② 財務基盤の強化、③ 適時適切な情報開示の3点をいう。ただし、ガイドラインのQ & Aにおいて、必ずしもすべての要件の充足が求められるものではなく、個別の事案ごとに、要件の充足状況に応じて判断することとされている。
3 経営関与の弱い旧経営者とは、代表権がなく、株式保有割合が2分の1以下の先をいう。

いしかわ やすし

96年通商産業省（現経済産業省）入省。通商政策局企画調査室長等を経て17年7月から現職。